



清須市商工会通信

ver. 49

2022.07



新
た
ら
る

『流れ』は
四つの商工会がひとつになり
清須市の川・水・清流から
イメージしました。

- P1 表紙
- P2 通常総代会(会長あいさつ)／部会総会(青年部・女性部)
- P3 部会総会(商業部・工業部)／育児・介護休業改正法について
- P4 新型コロナウイルス関連施策(抜粋)/その他事業案内
- P5 消費税インボイス登録手続きについて
- P6 新規加入会員紹介
- P7 新規加入会員紹介
- P8 清須げんき商品券換金の案内/
会員加入キャンペーン/HPリニューアル

目次

復活!! 青年部主催の「野外映画祭」

清須市に復活!!
野外映画祭
令和4年7月23日(土)
ロードショー!!

上映作品 **SING/シング**
上映時間(108分) 午後7時20分頃～

会場 ふるさとのかた前駐車場
(雨天の場合は清洲市民センターになります)
※会場は椅子が設置してありませんが、各自レジャーシートなど敷物をご用意ください
※会場では焼きそばなど食べ物提供を行います。どうぞご期待くださいませ

お問い合わせ先：清須市商工会
TEL. 052-490-3008

主催：清須市商工会青年部 後援：清須市

今夏、青年部による「野外映画祭」を開催します!会場では、焼きそばやかき氷等の販売もあります。

上映作品 **SING/シング**
上映開始/19時～

日時 令和4年
7月23日(土) 12時～

場所
ふるさとのかた前駐車場
清須市清洲古城479-1
雨天の場合「清洲市民センター」
清須市清洲弁天96-1

注意事項
レジャーシート等をご持参ください
椅子などのご用意はありません
暑さ対策のご準備をお願いします

*詳細につきましては、清須市商工会にお問い合わせください。

7月



- 5火 納期特例源泉指導 [清須市商工会]
- 7木 納期特例源泉指導 [西枇杷島会館]
- 11月 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1-6月分納期特例 源泉所得税納付
- 15金 所得税の予定納税額の減額申請書締切
- 23土 青年部主催 野外映画祭

8月



- 1月 所得税(第1期分)予定納税納付
- 10水 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 25木 記帳継続指導 [清須市商工会]
- 31火 個人事業税(1期)納付

9月



- 12月 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 26月 集団健康診断 [清須市商工会]
- 27火 集団健康診断 [清須市商工会]
- 28水 集団健康診断 [新川ふれあい防災センター]

10月



- 11火 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 18火 集団健康診断 [西枇杷島会館]
- 21金 集団健康診断 [清須市商工会]
- 25火 記帳継続指導 [清須市商工会]

11月



- 10水 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 15火 所得税(第2期分)予定納税額の減額申請書締切
- 30水 所得税(第2期分)予定納税納付
個人事業税(2期)納付

12月



- 12月 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 14水 記帳継続指導 [清須市商工会]

第14回「通常総代会」が開催されました

令和4年5月18日(水)、第14回通常総代会が清洲市民センターにて開催され、第1号議案から第6号議案まで承認および決決してされました。



令和4年度重点項目

- (1) 小規模事業者支援に対する伴走型支援の強化
- (2) 巡回訪問・窓口相談による支援体制の強化
- (3) 商工会組織の活性化
- (4) 支援体制強化のための人材育成への取組み



会長あいさつ

会員の皆さま方には、日頃から商工会事業に対しまして、ご理解ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

令和4年5月18日に第14回通常総代会が開催され、令和3年度の事業報告の承認と令和4年度の事業計画の決定がなされ、新年度が始まりました。会員の皆さま方とともに商工会事業を進めてまいりますのでご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の急拡大は、国内外の経済活動に多大なる影響を及ぼし、地域経済の回復は依然として不透明な状況にあります。令和4年度も多大なる影響を受けた中小企業、小規模事業者に対する支援を積極的に行っていく所存でございます。高度化する支援業務に対応するため、昨年度より開催しております各種補助金・支援金・応援金等の相談窓口を引き続き開催し、会員支援を行ってま

いります。

今年度は「商工会ホームページ」のリニューアルも行い、商工会の加入メリットと商工会の活用に対する利便性の向上に繋げて行きたいと考えております。

また、「清須げんき商品券」事業を清須市と一体となって取り組み、コロナ禍により影響を受けられた事業者の方々の支援と地域経済の活性化のため真摯に取り組んでまいります。

今後も役職員一同、会員の皆さまに寄り添い、経営支援、事業継続支援に取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。



清須市商工会 会長
堀田 忠彦

青年部通信



青年部長
後藤 規之

総会

開催日/令和4年5月10日(火) 19時～
場 所/清須市商工会館 3階 研修室
議 題/令和3年度事業報告書並びに収支決算書の承認について
令和4年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)の決定について
常任委員辞任に伴う新常任委員の選任について

新規部員 募集中

青年部では講習会やイベント事業など様々な活動を通じて部員各々の資質向上と相互の親睦を図っています。活動を通じてスキルアップを図りたい方、異業種の繋がりを作りたい方を随時募集しています。

※詳しくは事務局又はお近くの青年部員さんまで。

女性部通信



女性部長
日下部 小百合

総会

開催日/令和4年5月11日(水) 15時～
場 所/清須市商工会館 3階 研修室
議 題/令和3年度事業報告書並びに収支決算書の承認について
令和4年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)の決定について

事業予定 11月 やさしいポムストレッチ(参加費無料)
12月 フラワーアレンジ講習会(材料費別途)

新規部員 募集中

女性部は地域を支える女性団体として地域の活性化のため自己啓発を行い、その原動力となるよう各種事業を推進しています。部員の資質向上・連携強化・健康増進等を図るべく、事業を計画していますので、私たちと一緒に活動しませんか？

工業部通信



部会長
櫻井 利夫

総会

開催日/令和4年4月27日(水) 18時30分～
場所/清須市商工会館 3階 研修室
議題/令和3年度事業報告の承認について
令和4年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)の決定について

商業部通信



副部会長
後藤 憲治

総会

開催日/令和4年4月26日(火) 18時30分～
場所/清須市商工会館 3階 研修室
議題/令和3年度事業報告の承認について
令和4年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)の決定について

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

●雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

育児休業を
取得しやすい
雇用環境の整備



育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備 (相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度
- ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先
- ③ 育児休業給付に関すること
- ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

●有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

現行

(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

令和4年4月1日～

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに※無期雇用労働者と同様の取り扱い(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可) ※育児休業給付についても同様に緩和

●産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

令和4年10月1日施行

	産後パパ育休(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に 限り、労働者が合意した範囲で 休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能	再取得不可

※産後パパ育休も育児休業給付(出生時育児休業給付金)の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日(10日を超える場合は就業している時間数が80時間)以下である場合に、給付の対象となります。

※育児休業給付については、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。



新型コロナウイルス関連施策 (抜粋)

新型コロナウイルス(COVID-19)による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策の一部ご案内

● 事業再構築補助金

新型コロナウイルスの影響を受けて新分野展開や業態転換等の取組をされる方

- ▶ 補助金額 / 1億円(最大2/3補助)
- ▶ 申請要件 / ①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
②補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の事業計画の策定。

事業再構築補助金



● 日本政策金融公庫の融資制度

新型コロナウイルス感染症特別貸付

- ▶ 対象者 / 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が5%以上減少している事業所の方
- ▶ 融資限度額 / 8,000万円(別枠)
- ▶ 返済期間 / 設備資金20年以内(うち据置期間5年以内)
運転資金20年以内(うち据置期間5年以内)
- ▶ 利率 / 基準利率
ただし、6,000万円を限度として、融資3年目までは基準利率-0.9%(※)、4年目以降は基準利率。
- ▶ 担保 / 無担保

※一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間は実質無利子となります。



期限:9月末

● 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が直面する制度変更に対応するために、経営計画を作成し、それに基づいて行う販路開拓の取組等の経費を一部補助。

- ▶ 通常枠
補助額~50万円(補助率2/3)
- ▶ 賃金引上枠・卒業枠
補助額~200万円(補助率2/3・赤字事業者は3/4)
- ▶ 後継者支援枠・創業枠
補助額~200万円(補助率2/3)
- ▶ インボイス枠
補助額~100万円(補助率2/3)



● 専門家派遣(事業環境変化対応型支援事業)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う、売上減少や環境変化等、様々なお悩みに対して、専門家派遣を行います。

セミナー/相談会/説明会のご案内(予定)

- 「こくきん金融相談会」 ※9月・11月開催予定
- 帳簿作成にかかる弥生会計セミナー ※11月頃開催予定
- インボイス制度説明会 ※11月頃開催予定

詳しい内容につきましては、清須市商工会(052-400-3008)までお問い合わせください。

案内については、毎月の会員発送物でお知らせします。



● 清須市商工会商工業能力開発研修助成金制度取扱要領

商工業者の育成と振興を図るため、経営者及び従業員の専門的知識と資質の向上を図ることを目的とした補助制度とする。

- 対象企業 / ①会員である企業とする
②中小企業の経営者及び後継者、従業員。

業種	製造業等	卸売業	サービス業	小売業
資本金	3億円以下	1億円以下	5000万円以下	5000万円以下
従業員数	300人以下	100人以下	100人以下	50人以下

資本金又は従業員数のいずれかが上記の範囲内であること。

- 研修先 / 中小企業大学校瀬戸校(瀬戸市)・ポリテクセンター中部(小牧市)
- 助成金 / 1企業1講座とし、受講料の2分の1又は、10,000円のいずれか低い方とする。(予算枠にて実施)
- 報告 / 研修終了後に修了証(写)、領収書(写)を提出する。
- 申込方法 / 商工会事務局において所定の用紙にてお申し込みください。

● 各種補助金に関する窓口相談の実施について

現在、国の施策として「小規模事業者持続化補助金」「事業再構築補助金」などがあります。商工会ではこの施策についての個別相談を実施しております。

原則、火曜・金曜日の週2日で中小企業診断士の先生にお越し頂き、商工会にてご相談の対応をしております。

※事前予約制ですので電話にて御連絡下さい。



● 記帳継続の日程について

記帳指導を実施します。電話・FAX等による受付が必要です。お気軽にご参加ください。

【記帳継続指導】

- 日程 / 8月25日(木) 事前予約
10月25日(火)
12月14日(水)
- 場所 / 清須市商工会 3階 研修室
- 時間 / ①10:00~12:00
②13:00~16:00
※1事業所あたり1時間

消費税インボイス登録手続きについて

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。その準備として現在、インボイス制度登録を受け付けています。

“インボイス”とは？

インボイス（適格請求書）とは、売手が買手に対して適用税率や消費税額などを正確に伝えるため作成されるものです。

インボイスを実際に導入するのかが事業者の判断になりますが、消費税の課税状況によって判断は下記の図で確認してください。

課税売上高1,000万円超 本則課税事業者

消費税納税額についてはこれまでと変わらないので、インボイス登録事業者になるという選択肢でしょう。

課税売上高1,000万円超 簡易課税事業者

免税事業者のままでいる

課税売上高1,000万円以下 免税事業者

本則課税事業者となる
▶インボイス登録事業者

簡易課税事業者となる
▶インボイス登録事業者

免税事業者がそのままなのか、消費税を納付する事業者になるのかの判断基準。

①取引先との関係

取引先やお客様のほとんどが一般の消費者なら、インボイスを発行しないデメリットは少ないと考えられますが、課税事業者である企業や個人事業主が取引先やお客様となる場合には、インボイスの発行を求められる可能性があります。また、これまで免税事業者かどうかは相手には分かりませんでした。インボイス導入後はインボイス発行の有無で免税事業者かどうかわかります。

②売上高の減少

登録事業者とならない場合は、取引先から消費税分をもらえなくなったり、取引そのものが縮小または廃止などになり、売上が下がる可能性があります。ただし、主な販売先が一般消費者であればリスクは低いと想定されます。

③消費税の納税額

課税事業者になった場合の納税額は、決算書から試算できます。

インボイス登録事業者になるためには…？

▶課税事業者の方へ

適格請求書発行事業者の登録申請書を提出する必要があります。



▶免税事業者の方へ

消費税課税事業者選択届出書の提出が必要になります。また、消費税の簡易課税制度を希望される方は、消費税簡易課税制度選択届出書（国税庁のHPを確認してください）の提出も必要です。※「課税事業者の方へ」を参考にし手続きをします。



▶登録の際の確認

国税庁ホームページに事業主の氏名ではなく、屋号を掲載したい場合は、適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書の提出が必要です。



注意 インボイス制度に登録すると課税事業者として、売上高1,000万円を超えているかに関わらず、消費税を納めなくてはなりません。

登録申請の流れ

登録申請書を作成

e-Taxか郵送で税務署へ書類を提出

税務署で審査

登録通知書の交付



令和5年
3月31日
までに登録

※e-Taxによる登録申請の場合は、事前に電子証明書（マイナンバー等）と利用者識別番号等（e-Taxでの取得も可能）を準備してください。
※郵送で申請する場合は、**所轄税務署ではなくインボイス登録センターへ郵送**します。
名古屋国税局 インボイス登録センター
〒461-0001 名古屋市中区泉1丁目17番8号



登録申請書類

国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに登録番号が掲載される。



令和5年10月1日～
インボイス制度スタート

導入するまでに準備するモノ・コト

インボイス導入に伴い、請求書や納品書などを適切に変更する必要があります。PCの会計ソフトやレジスターで領収書を発行しているなら、会計ソフトやレジスターの更新が必要になります。

▶PCの会計ソフト、レジスターの整備

▶経理実務や受注・発注システムの見直し

▶インボイスの記載事項を満たす書類（請求書、納品書、レシートなど）の整備

※インボイス導入前に手書きの領収書を作成しているなら、導入後もインボイスの要件を満たせば手書きの領収書でかまいません。※インボイス登録番号は、ゴム印などを使ってもかまいません。

▶継続的に取引がある相手（売り手）に対して登録の有無の確認など

※免税事業者からの仕入税額控除（経過措置の間の80%、50%）を適用するためには、支払先からの区分請求書等と同様の請求書等とその適用を受けることが記載された帳簿の保管が必要です。

登録申請はe-Taxをご利用いただくとスムーズです！



※国税庁ホームページより抜粋
※詳しい内容は国税庁ホームページをご覧ください。



新規加入会員

令和3年度 第9回～
令和4年度 第3回 理事会承認済

会員紹介
運動実施中!



地区名	名称	氏名	業種	事業所所在地
清洲6	N tailor design	荒川 亮太	小売業(オーダースーツ)	西市場四丁目7番地7 ロイヤル栄光1A
清洲3	(株)ヒロシホールディングス	大石 治	卸売業(菓子類・玩具)	清洲田中町32番地2
西枇杷5	ニューぶち	黒野 英二	飲食業(カフェ)	西枇杷島町南松原22番地
清洲4	アクト	隅原 幸寛	空調機器・電気工事業	上条二丁目2番地17
新川5	ラーナエクステリア	SAGIR OMER	外構工事業	助七東山中27番地2
清洲5	MAGNI'S COFFEE TRUCK	藤澤 圭一	飲食業(移動式カフェ)	新清洲六丁目2番地14
新川6	兼武文範税理士事務所	兼武 文範	税理士	阿原宮東149番地
清洲9	とくし丸ヨシツヤ清洲店	原 雅人	小売業(移動式スーパー)	西市場五丁目5番地3 ヨシツヤ清洲店
新川5	中国料理 群つる	廖 希学	飲食業(中国料理)	助七一丁目107番地
春日1	BENES	中村 伸秀	電気設備工事業	春日東出10番地6
新川5	キヨステクノス	佐々木 弘志	機械組立業	助七芳花3番地
春日5	今井商店	今井 茂樹	卸売業(木材・建材)	春日江先46番地
西枇杷6	TRIP NAIL	寺戸 加奈恵	ネイルサロン	西枇杷島町旭二丁目4番地 朝日プラザ西枇杷島103
特別会員	(有)山頭耐火	長谷川 知子	防火シート施工	名古屋市中区猪之越町一丁目3番地11
新川5	gratia	大塚 満	自動車エアコン清掃業	寺野元町215番地1
春日3	(株)スコール	藺田 雄二	建設マネジメント業 他	春日上河原44番地
清洲6	ryo's	小椋 亮	内装工事業	廻間二丁目4番地10
清洲6	メナードフェイシャルサロン清須はさま店	西田 歩実	エステサロン	廻間一丁目8番地11
清洲7	居酒屋さっちゃん	佐橋 幸子	飲食業(居酒屋)	一場785番地5
西枇杷4	骨盤整体 健サポ	山木 健也	骨盤整体師	西枇杷島町問屋11番地1 後藤ビル1F
西枇杷4	エステティック ジュビランSei	山木 唯	エステサロン	西枇杷島町問屋11番地1 後藤ビル1F
清洲6	(株)朝日ビバレッジ	浅賀 和也	小売業(自販機・ショーケース等)	西市場四丁目9番地3
西枇杷2	理容やまもと	山本 浩之	理容業	南大和177番地
清洲5	yourself/パーソナルトレーニングジム	徳永 悠人	パーソナルトレーナー	新清洲六丁目6番地8 ベストライフ305
西枇杷3	佐藤隆久建築研究所	佐藤 隆久	設計事務所	西枇杷島町日の出61番地1 フローラ日の出101号
特別会員	SUN TECH(株)	加藤 弘晃	とび土工	あま市上萱津大門53番地
新川5	藤電技	藤野 憲三	電気工事業	助七一丁目87番地8
新川3	あつたや	小貝 善弘	飲食業(日本料理)	須ヶ口2335番地
西枇杷4	箕浦新聞店	箕浦 安信	新聞販売業	西枇杷島町西六軒15番地
西枇杷1		鶴巢 篤也	塗装工事業	西枇杷島町小田井三丁目7番地17
新川6	ミスターケバブ	ケチェジムハレム	飲食業(トルコ料理移動販売)	阿原池之表60番地 サンシャインII 103号
特別会員	小場塚珠算塾	デスフィー由紀	珠算塾	稲沢市下津穂所一丁目7番地16
新川3	Serendi pity	小木曾 美香	飲食業(カフェ)	土器野133番地2
新川4	上村設備	上村 道雄	水道設備工事	鍋片二丁目65番地2
西枇杷1	(有)ワッツインターナショナル	渡邊 豊章	卸売業(婦人服・婦人小物等)	西枇杷島町上新87番地
西枇杷8	Sapa Store	近藤 克	小売業(中古品買取販売)	西枇杷島町城並二丁目6番地5
西枇杷2	GW(株)	植野 稔久	防水工事業	西枇杷島町城並一丁目8番地5
春日5	建築工房 知恩	大庭 章弘	大工	春日高札110番地 サンリット102
清洲2	清須タクシー	加來 実	個人タクシー	清洲一丁目14番地9 キャッスルネリヤ202
春日1	金井ルーフ	金井 一豊	屋根工事業	春日社子地95番地10
西枇杷3	(株)キャリアデザインACDR	野村 彰子	キャリア教育事業及び育成	枇杷島駅前東一丁目1番地9 ライオンズ枇杷島リビオステーションマークス1002
清洲8	フジミ機工	堤 良太	重量物取扱業	西田中松本74番地 ロイヤルハイツ西田中103
西枇杷7	山田整体	山田 時代	整体師	西枇杷島町古城一丁目9番地3 シャトル古城101

地区名	名称	氏名	業種	事業所所在地
清洲4	はなみずき鍼灸室	小出 雅野	鍼灸治療院	土田一丁目2番地3
春日4	(有)松本建設	松本 孝信	建築業	春日川中9番地
新川1	ゼスト	川村 高慶	小売業(骨董品)	土器野611番地
清洲8	(株)Re LIFE	辻 有伸	塗装業	西田中蓮池158番地
定款会員 春日4	医療法人 清須呼吸器疾患研究会	齊藤 雄二	病院	春日流8番地1
新川5	いずみ	泉 了男	建築業	助七二丁目110番地
新川6	オンマー	李 叔義	飲食業(韓国料理)	阿原池之表80番地
新川6	サンエス工業(株)	祖父江 実	精密板金製造業	名古屋市西区あし原町34番地(工場)
清洲8	藤井内装	藤井 清弘	内装工事業	朝日天王50番地2
清洲8	ガレージエンドウ(同)	遠藤 秀樹	自動車修理業	朝日貝塚48番地
春日3	MARUGEN	杉野 元彦	電気工事業	春日夢の森三丁目59番地1
清洲7	ジマ建	大島 公輝	大工	一場576番地 ステイブル神明101
西枇杷1	後藤印刷	後藤 誠	印刷業	西枇杷島町橋詰4番地
清洲6	メナードフェイシャルサロン清須西市場店	舘 智子	エステサロン	西市場一丁目5番地5 グランドステイ清洲2B
西枇杷4	メディカルサポート開発(株)	辻 勇夫	医療コンサルティング	西枇杷島町小野田50番地1
春日5	居酒屋 夢来咲	三宅 満里子	飲食業(居酒屋)	春日中沼58番地
清洲2	尾張Lock	北 靖史	錠前取扱業	清洲一丁目8番地1 まつ寿司2F
新川3		矢野 雄一郎	フードデリバリー	桃栄四丁目238番地リバーサイド桃栄5
清洲8	ウィルキャリアー(株)	上村 裕志	運送業	朝日五条72番地3
特別会員		岡本 伸也	清掃業	一宮市大和町花池字出町裏51番地 ベルソレイユ 201号
定款会員	青年部長	後藤 規之	飲食業(すし店)	清洲一丁目8番地1
定款会員	青年部副部長	永井 雅大	産業廃棄物処理業	西須ヶ口58番地
定款会員	青年部副部長	加藤 亮典	建築業	清洲1837番地

第3回理事会 (R4.6.22) 承認後会員数 1,461名 (一般会員1,334名 定款会員23名 特別会員104名)

がんばる企業のベストパートナー! 愛知県中小企業共済

オリジナルキャラクター

 キョウサイ天使's
テンシース

もしものケガや
病気をしっかり
サポート!



中小企業共済

愛知県中小企業共済協同組合

☎ 0120-00-9967

フリーコール (受付時間) 平日9:00~17:00

資料請求はこちら ▶ <https://www.ack-kyosai.or.jp>

こちらから
ご覧頂けます



本 部 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)16階

愛知県中小企業共済

清須げんき商品券の取扱い及び換金について

使用期間

令和4年7月1日(金)
～令和5年1月31日(火)

換金可能期間

令和4年8月1日(月)～
令和5年2月28日(火)
(土日・祝日を除く)

- 本券は、不動産・金融商品・たばこ・商品券・プリペイドカード等換金性の高いもの・国税、地方税、使用料等の租税公課に使用することは出来ません。
- 本券使用での釣り銭は出さないようお願いします。
- 有効期限を過ぎた券は利用できません。
- 本券の盗難、紛失または減失等について一切責任を負いません。
- 偽造された商品券は換金出来ません。

■換金申込み先

清須市商工会
清須市清洲一丁目6番地1
TEL:052-400-3008



【お気をつけください】マル得店舗に登録頂いていない事業所様はお受け取りにならないようご注意ください!!

商品券裏面には必ずゴム印やシャチハタ等で店名や個人名の押印をお願いします。

■換金方法

店舗や事業所で
お客様より商品券を
受け取る。

所定の換金請求書に
必要事項を記入いただき
商工会窓口に商品券と
共に提出する。

商工会より換金請求額を
指定口座に振り込みます。
毎月5日メ⇒当月15日振込
毎月20日メ⇒当月末日振込

※振込日が休日の場合は翌営業日となります。換金及び振込に係る手数料の負担はありません。換金請求書の請求者名は、会社名(屋号)・口座名義のご記入をお間違えの無いようお願いいたします。

清須市商工会
会員募集中!

会員紹介入会キャンペーン!

キャンペーン期間

令和4年4月1日
～令和5年2月28日

キャンペーン期間中に
ご入会とご紹介
いただいた方に

**きよす楽市券
3,000円分進呈!!**

あなたのお知り合いをご紹介ください!
清須市商工会は会員サービス事業を積極的に展開しております!!



入会資格

清須市内で営業所・事務所・工場その他の事業所を有し、営業を行っている方なら、規模、業種を問わず、ご入会いただけます。

会費

- ★個人会員 月額700円 (年額8,400円)
- ★法人会員 月額1,050円～(年額12,600円～)
- ※会費は資本金に応じて異なります。



7月より清須市商工会のホームページをリニューアルしました!

会員の皆様にとって、見やすさアップ、活用しやすいページを目指しました。好評いただいている、商工会員紹介ページ「まかせ手帳」もパワーアップします!他にもセミナーやイベント、健康診断の申込みもホームページ上で行えるようになる予定です。



清須市商工会通信「流れ」だより ver. 49 発行:清須市商工会

〒452-0942 愛知県清須市清洲一丁目6番地1 TEL (052) 400-3008 FAX (052) 400-8484

E-mail kiyosu@aqua.ocn.ne.jp URL <http://www.kiyosu.net>